

一九世紀末ドイツ第二帝制における経済政策論争

——「工業国」論争の二分析——

田 村 信 一

問題の提起と限定

一、オルデンヘルグの問題提起

二、ワグナーの「農業Ⅱ工業国」論

(一)、ワグナーにおける「人口問題」

(二)、農業問題

(三)、工業・世界貿易の問題（以上本号）

三、L・ポールの保護関説論

(一)、「工業国」的發展と農・工分業

(二)、「輸出工業国」Exportindustriestaatとしてのドイツ

(三)、通商政策と社会改良

四、「工業立国」論と自由貿易主義

(一)、「自由貿易」と国際分業

(二)、ヴェーバーとゲヴァーニッツの反論

一九世紀末ドイツ第二帝制における経済政策論争

(三)、デーチェルの「国際分業」論
(四)、「工業国」の農業政策

五、「工業国」と帝國主義政策——結びにかえて——

一 問題の提起と限定

一八九七年七月の蔵相ミケルの「農工同盟」再編を要請する演説を起点とし、「関税法案」と「艦隊法案」を基軸とする「結集政策」Sammlungspolitikの展開は、ビスマルク退陣後、穀物関税の引き下げを遂行したカプリヴィ宰相の「新航路」政策からの軌道修正を示すものであり、近代ドイツ史上、最大の転換点 Wendepunkt の一つであったことは、研究史が一致して指摘している。周知のように、先進資本主義諸国の側庄の下で、「関税同盟」とビスマルクによる「上からの」帝國建設をつうじて、経済的・政治的統一を成し遂げたドイツ資本主義は、「鉄と穀物の同盟」と呼ばれるような、ユンカー的大土地所有と産業資本の連帯保護の上に成立する特異な構成を呈していたが、いわゆる「大不況」後、ビスマルクの退陣とともに、工業部門の「高度成長」が現出し、「世界市場」への進出が日程にのぼったのであった。その場合、カプリヴィ通商政策の基調は、「自由貿易への移行ではなくて、高度保護関税から、およそ適度な *gemäßigt* 保護関税への移行であった」としても、ドイツの貿易収支の赤字の改善のために、商品輸出を促進する必要性が認識された、とロツツが指摘しているように、⁽¹⁾高度穀物関税保護が、ドイツ資本主義の世界市場進出にとって、桎梏となった、という認識に支えられていた。ここに、ビスマルク的「農工同盟」の瓦解の危機が生じ、大土地所有の利益団体「農業者同盟」Bund der Landwirteを中心とする穀物関税引き上げ要求の運動を基

底として、一八九七年、再び「農工同盟」再編の動向が、「結集政策」に集約されてきたのであった。

ところで、九〇年代以降のドイツは、S・v・ワルタースハウゼンがすでに、「ドイツ史の一八九〇——一九一四年の二十五年間は、その前の二〇年に比べて新しい時代であった。それは、その重心を政治的出来事よりも、むしろ富の増加の下における私経済的・社会的事実の中にもついていた」、と指摘しているように、いわば「政治」の時代から「経済」の時代への移行であった。八〇年代にピークに達したドイツの海外移民数が、九〇年代に減少し、「過剰人口が国内の経済で職を見つける」ことができた、⁽³⁾というF・リュトゲの言葉は、九〇年代以後の工業化の急速な展開を示唆するものであった。この点を、H・モテックは一層詳しく、九〇年代半ば以降、後進資本主義国（日本、イタリア、ロシア等）の急速な工業化が、国家と外国資本による鉄道建設をつうじて、市場の拡大を惹起し、ドイツ帝国主義にとって、「輸出の突然の増大」として現われたこと、国内においては、電機・化学などの新工業において大規模な投資が行われ、「電化」のための公共投資が景気推進的役割を果たしはじめたこと、を挙げて、こうした内外の諸要因の作用によって、第一部門主導型の工業投資の増加が、国民総生産において「九〇年代のはじめにいたるまで、絶対的には最大の国民経済的領域」であった農業部門を決定的に後退させ、この農業部門と鉱・工業部門の「逆転」をつうじて、政治的支配においては、「ユンカーに対する独占ブルジョアジーの優位」が刻印されたことに注目している。⁽⁴⁾K・E・ポルンもまた、このような工業化に伴う人口変動について、「一八七一年には、ドイツ国民のほぼ%に達した」、と農村のゲマインデに居住していたのに対して、第一次大戦前夜には、都市人口がドイツ国民のほぼ%に達した」、と述べ、都市人口と農村人口の比率の逆転の画期として、北アメリカにおける自由な土地取得が禁止され、ドイツ工業の好況が始まった一八九三年に着目している。⁽⁵⁾

このような工業化の進展と国民経済の構造変化は、当然のことながら、ドイツの貿易構造の変動にも反映され、輸出入の絶対的急増、輸入貿易における工業原材料・食糧と、輸出貿易における工業製品との優位、貿易赤字の激増は、同時代人をして、ドイツが「農業国」Agrarstaat から「工業国」Industriestaat へ移行した、と認識せしめた。P・フォイクトの定義によれば、貿易構造の観点からみた場合、「工業国」とは、「食糧・原料の輸入が、国内生産に對して単に補完的なものとして現われるのではなく、人口の扶養と工業の絶対的に不可欠な構成要素を成すほどに、国内の農業生産が工業人口の需要に對して不均衡となり、……食糧・原料の貿易赤字が、主として工業生産物の輸出によって、そして外国に投下された資本の利払いによって補填される」段階を意味している。⁽⁷⁾したがって、穀物関税を引き下げ、商品輸出を促進しようとする「新航路」の経済政策は、まさしく、このような「工業国」的發展に對すべき「工業立国」型の政策体系であった、といえるだろう。その意味で、穀物関税引上げ及び農業保護の要求は、基本的には、ドイツの「工業国」的發展とは対蹠的な性格をもったのであり、「農工同盟」再編の要請を機に、ここに、国民経済の「工業国」的發展が、当時の世界経済の現状において可能かどうか、という論点をめぐって、大規模な政策論争が論壇を席卷したのであった。

ところで、ドイツの「農業国」から「工業国」への發展に對する「新航路」政策が、何故「農工同盟」の再編と「結集政策」に道を譲らねばならなかったのか、という問題については、従来、我国の研究史においても見解の對立がみられる。⁽⁸⁾しかしながら、戦前の我国の「社会政策学会」にも影響を及ぼし、「工業立国」をめぐる論争を再現させた、このドイツにおける経済政策論争については、吉岡昭彦氏が正当に指摘されているように、ほとんど未開拓であった、といっても過言ではない。政策決定過程や社会・経済史的分析と並んで、論争それ自体の解明も研究史にと

って不可欠な作業であり、本稿は、「工業国」論争自体をとりあげ、その一端をなりとも明らかにすることを課題としている。

だが、研究史上のこうした一面性は、我国に限られたものではない。それは、この論争の包括的研究としては、ほとんど唯一ともいえるK・パーキンの秀れた著作において、彼自身指摘しているように、「この時代の政治に対して、当時の思想がもった顕著な影響、とりわけ反工業的 anti-industrial 経済学者のそれ、にこれまで正当な考慮がなされてこなかった」という言葉が示している。パーキンは、「結集政策」をめぐる論争において、農業保護関税の引き上げを主張し、ミケルの「農工同盟」再編の要請に呼応した、K・オルデンベルグ、A・ワグナー、M・ゼーリング等の学界の農業保護主義者 Agrarians を「反工業的経済学者」と呼び、穀物関税の引き上げを決断した宰相ビュローの経済政策思想が、特にA・ワグナーに最大の影響を受けたこと、「一九〇二年に農業の優位を回復しようとした」政治家達が、これらの学者の idea に親近感を抱いていたこと、に注目しつつ、研究史において、「政治的決定に影響を及ぼした彼らの役割が過小評価されている」こと、を批判しているのである。⁽¹⁰⁾

たしかに、ドイツの「工業国」的發展と通商政策の問題が、一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、社会政策学会の最大の関心事の一つであったこと、言い換えれば、ドイツ国民経済の構造変化に伴って、「国民経済」と「世界経済」の関連を再検討しようとするこの問題が、当時の学会の緊急の課題であったことは、社会政策学会が一九〇一年のミュンヘン大会の第二日目を通商政策問題の討議にあて、かつまた「学会」の Schriften 第九〇、九一、九二の各巻が、この問題を集めたことからも明らかであろう。それだけでなく、「学会」内外の人々によって公刊された夥しい著作・パンフレットの類も関心の高さを物語っている。さらに、P・アシュレイが関税史の叙述において、「工

業国」論争の経過を略述し、保護関税に批判的な観点から、農業保護主義者の立論を検討していること、ヴィゴドチンスキーが、十九世紀のドイツ経済史に関する著作で、その終章を「ドイツと世界経済」にあて、そのほとんどすべてをこの論争の紹介に終始していること、ワルタースハウゼンも、農業保護主義に好意を寄せて論争に関説していること、⁽¹²⁾これらの事実は、同時代人が、「結集政策」と「工業国」論争の関連を強く意識し、観点の相違を超えて、政策決定過程における農業保護主義者の影響に関心を払っていることを示している。⁽¹³⁾

では、「結集政策」のこうした経済政策論争の側面が、その後、次第に研究者の関心から脱落していったのは、何故だろうか。

一般的にいえば、社会政策学会を主導し、この論争に参加した一群の経済学者が属していた「新歴史派経済学」それ自体が、この論争後わずか数年にして、いわゆる「価値判断論争」によって俎上にのせられ、方法的には決定的に葬り去られてしまったことが考えられるだろう。しかしながら、より直接的には、パークンのいう「反工業的経済学者」が、ドイツの「工業化」に抵抗した、という事実から生ずる厳しい否定的評価に起因しているように思われる。そうした否定的評価の代表はE・ケーアであろう。周知のように、ケーアは、「結集政策」を「王位継承者に対する宰相の地位の安定化ではなく、プロレタリアートに対するドイツ・ブルジョアジーの地位の安定化・再均衡化」と捉える観点から、次のように述べた。すなわち、「結集政策」は、「国家の経済的・政治的对外政策を孤立して行うことができる、と信じた旧型外交の終焉」であり、「結合した農業的・工業的特殊利益の要求に対する外交の屈服」、「保護関税によって、経済的にはもはや生存能力のない貴族層の社会的支配」の「維持」を意味する。そして彼は、「資本主義的・民主主義的な対外的権力政策と保守的・プロイセン的な対内政策の矛盾」が後者の方向で解決

されることよって、「新しい権力政策の、現実的長期的な深い基礎づけが不可能」になったこと、を指摘し、「新しい権力政策」の展開の前に立ちはだかった「反工業的経済学者」について、こう述べている。「保守的・農業的政党の利益政策と同じように、農業的・反工業的イデオロギーも、来たるべき世紀の危機の中で、国家に必要な支柱を与えるのに適切なものではなかった。それは、現在の放棄、美化された過去への、意気地のない逃避だった。」それは、「現代の機械化、合理化、商業化に対する深刻な批判と解することはできる。しかしこの批判は、批判対象を超越する内在的熟慮から生じたものではなかった。それは、終わりつつある時代の、未来に対する望みなき反抗にすぎなかった。A・ワグナーとK・オルデンブルグが先頭に立っていたイデオロギー的主農派の、世界政策、艦隊建設、工業国、近代に対する批判は、予言的な先見性をもつものではなく、問題提起の拡大でもなく、ただその縮小にすぎなかった。……世界政策が拒否されたのは、それが工業の発展とともに、プロレタリアートの発展を促進し、従来の社会秩序を解体させるからであった。イデオロギー的主農派の理想は、父から相続した社会的地位の維持と全き享受、したがって安楽なレントナー、受祿者 Pfürnder としての存在だ⁽¹⁴⁾。」つまり、ケーアの厳しい見方によれば、「反工業的経済学者」は、経済的にはもはや生存能力を喪失していた東エルベのユンカー階級を基礎とする、ビスマルク・レジームの権威的階層的秩序を維持するための、守旧的イデオロギーの持主であり、歴史に対する極めて消極的な態度にすぎない、という評価が前面に出されているように思われる。

たしかにケーアのこうした評価は、的を射ているともいえよう。穀物関税の引上げは、なによりも、東エルベのユンカー経営の利害に関わるものであったからである。しかしながら、「反工業的」農業保護主義の基盤が、単にユンカー支配の局面だけに限定されることはできない。というのは、ボルンが指摘しているように、国民経済の構造変化

がもたらした「社会的・経済的發展とその結果に対する防衛的態度は、単に東エルベの農業家に特徴的なものではなく、就中、カトリックの農民連合 Bauernverein をつうじて、中央党の右派、保守派に影響を及ぼしていた北西ドイツや南ドイツの土地貴族・農民にも特徴的であった」⁽¹⁵⁾からである。

実は、パーキンの問題提起もこの点に関連しているのである。すなわち、九〇年代におけるドイツ国民経済の構造変化は、工業部門に対する農業部門の後退として、農工関係の国民経済的・人口比的な逆転現象として現われてくるのであるが、こうした現象に対する反動として、農業保護主義の先駆的形態が、後のナチズムのイデオロギーとして機能するゲオルグ・ハンセンの「人口農本論」やグスタフ・ルーランドの倫理的「地代論」をつうじて、展開されていた。ハンセンの、「都市人口二世代更新説」に依拠して、「健全なる農家階級」を「民族体」にとつての「優質人口」の「泉」とする農本主義⁽¹⁶⁾、およびルーランドの、「農地が一つの生産物であり、収益の如何にかかわりなくそれ自体一つの価値を保持するもの」⁽¹⁷⁾、という「血と土地」の思想に継承される地代思想は、九〇年代の転換期における「農業」の国民経済的意義の後退、に対する危機意識の表現であるとともに、ゲルマン的農業ロマン主義の復活でもあった。このことは、「工業国」論争における農業保護主義が、こうしたロマン主義、すなわち、「ロマン的に賛美された農業の卓越した地位と村落生活の理想化」(A・バルカイ)、の系譜に位置づけられ、その親近性が強調されるといふ事態を生みだした。現にバルカイは、「農業と工業の均衡の破壊を警告した」ワグナーの「工業国」批判を、ドイツ経済思想史におけるロマン主義的な「国民主義的・干渉主義的伝統」の脈絡で考えているし、また我国では、山岡氏が、ルーランドの背後に、ワグナー流の「農業立国」論を検出しつつ、ワグナーを「農本主義」者としているのである。⁽¹⁸⁾パーキンは、こうした側面を把え、後のナチズムとの関連で、「反工業的経済学者」の農業保護主義

を、「伝統的な保守主義から非合理主義と民族的 Volkisch 立場へ」の移行過程に位置づける。⁽²⁰⁾つまり、彼らは、工業化過程によって解体さるべき「前工業的」諸階層を弁護する「反近代」的イデオログであり、ビスマルク・レジームの社会的基礎たるこれらの諸階層の、保護主義による延命を意図するもの、という評価が前面に押し出されている。パーキンという「正当な考慮」とは、ケアによって閑却された「反工業的経済学者」の「積極的」役割を明らかにすることであつた。

だが、こうした研究史の成果は、全面的に肯定できるものではない。第一に、「工業国」論争は、単純化していえば、ドイツの「工業国」的発展に対する「悲観論」と自由貿易的「楽観論」の対立であり、研究史もまた、後者の「楽観論」の立場を無批判に踏襲し、後述するように「悲観論」の基底にあつた「市場問題」に対する問題意識、すなわち、世界市場への進出というスローガンに対する懷疑、を経済学的に解決済みの問題として扱っている。しかし、イギリスが「世界の工場」であつた段階に展開された穀物法論争を暗黙のうちに前提し、リカード的な国際分業⇨自由貿易的観点から「工業化」あるいは「市場問題」を楽観視することはできない。この点は、同時代人ホブソンの帝国主義批判が、有効需要の創出をつうじて国内産業育成策を提起していることを想起すべきであらう。⁽²¹⁾第二に、我国においては、「反工業的経済学者」の農業保護主義が、「日本社会政策学会」の論争で、「農本主義者」横井時敬をつうじて展開されたこともあつて、「工業国」批判が、専ら「農業立国」論として理解され、農業を「経済外的」な観点から、すなわち、「強兵」の供給源、「国民道徳」の源泉、と把える農本主義的側面だけがクローズ・アップされてきたように思われる。⁽²²⁾たしかに、ドイツにおける論争も、こうした局面を伴っていたが、同時に「経済政策」論争として行われたことが忘れられるべきではない。⁽²³⁾

本稿は、こうした点に留意して、経済政策論争としての「工業国」論争を批判的に再構成し、帝国主義成立期のドイツ経済政策思想の一面を明らかにしようとするものである。

- (1) Walter Lotz, Die Handelspolitik des Deutschen Reiches unter Graf Caprivi und Fürst Hohenlohe (1890—1900), *Schriften des Vereins für Socialpolitik* XCII, S.83, 85. なおロツは、穀物関税が撤廃されなかったのは、軍事的観点からであった、と述べているが、それにもかかわらず、保護関税政策の緩和が遂行されたのは、関税戦争を回避するための国際関係と人口増加による労働階級への食糧供給、が考慮されたからだ、として関税問題における「経済的動機」の「前進」を評価している。Vgl. S.85—86.
- (2) A. Sartorius von Waltershausen, *Deutsche Wirtschaftsgeschichte* 1815—1914, 2. Aufl., Jena 1966, S.378.
- (3) Friedrich Lütge, *Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 3. Aufl., Berlin, Heidelberg, New York 1966, S.505.
- (4) Hans Mottek, Walter Becker, Alfred Schröter, *Wirtschaftsgeschichte Deutschlands*, Bd. III, Berlin 1974, S.61, S.181—183.
- (5) Karl Erich Born, Der soziale und wirtschaftliche Strukturwandel Deutschlands am Ende des 19. Jahrhunderts, in: *Moderne Deutsche Sozialgeschichte*, hrsg. Hans-Ulrich Wehler, Köln 1973, S.272—273.
- (6) ドイツ貿易構造についての詳細な分析は、春見瀧子「帝国主義成立期におけるドイツ貿易と世界市場——一九世紀末より二〇世紀初頭に至るドイツ貿易構造分析——」、『西洋史研究』新輯第七号を参照。
- (7) Paul Voigt, Deutschland und der Weltmarkt, in: *Handels- und Machtpolitik*, hrsg. Gustav Schmoller, Max Sering, Adolph Wagner, I. Bd. Stuttgart 1900, S.138. なおハインントのこの論争は、*Preussische Jahrbuch*, Bd. 91 (Februarheft) に掲載された同名の論文に加筆したものである。
- (8) 大津正道氏の要を得た簡潔な紹介(「ドイツにおける一九〇二年関税の成立過程」、『文化』第四卷三四号、三・四ページの註(3))を参照。ここでは、農業保護関税の強化を、特殊ドイツ的な農業の存在を再生産構造の不可欠の一環としていたドイツ金融資本の利害にひきつけて理解する戸原四郎氏(『ドイツ金融資本の成立過程』)、艦隊政策と食糧自給という財政的・軍事的観点を強調する藤瀬浩司氏(『近代ドイツ農業の形成』)の見解が、共に具体的な政策過程の分析を欠いている、という点で批

判されている。こうした点では、氏も述べているように、大野英二氏の一連の業績が代表的なものであるといえよう。大野氏の見解を敷衍していえば、次のようになる。「新航路」政策の本質は、「ユニカー保護の強化が大工業の世界市場確保の要請にたいして桎梏となるにいた」った段階で、「農業関税切下げにより、対外的には通商条約上の障害を緩和し対内的には、低穀価・低労賃を招来し、工業関税を援用するカルテルのダンピング政策とあいまって、世界市場争奪戦に優位を占めようとする独占資本の企図、およびユニカー階級の政治的孤立」に求められる。ここにユニカー階級の反撃が開始され、一八九七年のアメリカのデイングレイ関税法によって頂点に達した新たな「高度保護貿易体制」は、国際的な市場争奪戦をさらに激化させ、「ユニカーは、あたかも大きく浮び上がった艦隊建設問題と再び提起された運河建設問題を契機に、独占資本に譲歩させて農業保護関税率引上げを交換条件として鉄鋼独占資本の主導する艦隊建設に支持を与えるにいた」るのである。ここに「結果政策」が展開され、一九〇二年関税法によって、「独占資本は、ユニカーにたいする譲歩の限界を、資本の死活条件となっていた世界市場確保の至上命令により劃することに成功した」のである。(『ドイツ金融資本成立史論』一九五六年、一六三、一六六、一九六、二一九ページ)。ここでは氏は、世界市場確保という独占資本の「至上命令」が、国際的な高度保護貿易体制の成立とともに、艦隊建設を必要とするにいたり、ユニカー階級に対する農業保護関税の引上げという譲歩を可能にした、と把握しており、艦隊建設の財源としての農業関税引き上げ、という因果関係を強調するケーアの視点を高く評価している。しかし、後に、氏はこうした視角を再構成し、大野英二・住谷一彦「ドイツ資本主義分析と『資本類型』」(『思想』、一九四六年第二号、一九六五年第二号)を画期として、「『結果政策』を推進する陣営に見出されたブルジョアジーの親、ユニカー的姿勢と、『対抗結果集』を意図した陣営に見出されるブルジョアジーの反、ユニカー的姿勢とは、『結果政策』の展開された一九世紀と二〇世紀の交に一時的にみとめられた姿勢の差異ではなく、帝制ドイツの全体を貫いていけば類型的に生じた現象であったこと」(傍点大野氏、以下も同じ)に着目し、かくて、親ユニカー的ブルジョアジーとユニカー階級の「利害共同態」こそが「結果政策」の推進勢力であり、こうした路線の勝利は、まさに、「一八九〇年のビスマルク退陣を転機として崩壊過程に入」いた「帝制ドイツの権威的『階層的な社会構成の崩壊をおしとどめて、これの再編強化を意図する』もの、とする立場を鮮明にした。(『ドイツ資本主義論』一九六五年、三八二、三八四、三八五ページ)。

ところが、大野氏のこうした見解に対して、近年吉岡昭彦氏が異論を提出されている。氏は、「ドイツ資本主義と外国貿易・貿易決済および金本位制の確立という観点」から、ビスマルク・レジームの「段階的区別」を強調される。すなわち、ドイツ

資本主義は、八〇年代後半に「工業国型貿易構造」に定置され、全世界的規模での多角的貿易構造に本格的に編入されたのであるが、かかる貿易構造においては、スターリング手形への依存というかたちで「貿易と金融が一定の乖離」をみせていたため、「入超激増」貿易収支悪化「金流出」をつうじて「工業国型貿易構造」の展開に制約が加えられる。かくて、九六年の金準備率の決定的低落によって顕在化した「ドイツ金本位制の危機」が進行する中で、「特殊ドイツ型工業国型貿易構造は、もはや当初の姿では維持しえず、『農業』工業国家』Agrar- und Industriestaat(ワグナー)の政策構造に基づく、資本のための国内市場政策と」、「貿易と金融の機構を体系的に整備し強力に結合していた」ところの、「東欧環節にみられた通商条約体制」資本輸出「海外銀行体系の三位一体的結合に基づく国外市場の強力的開拓政策とが歴史の日程に上ることとなる。こうして氏は、「新航路」政策が、「特殊ドイツ型工業国型貿易構造」の確立に対応する農業利害の切り捨てであり、「結集政策」は、かかる貿易構造の危機における、それを前提としての対応策であったこと、を強調して、「新航路」と「結集政策」の断絶性に力点を置く大野氏を批判して、むしろその連続的性格に注目している。(「国際金本位制の成立に関する覚書」、岡田与好・広中俊雄・樋口陽一編『社会科学と諸思想の展開』、一九七七年、所収、六一四―六一五、六二三、六二六―六二七、六三二―六三三)。

こうした吉岡氏の問題提起は、大野氏の業績が、ビスマルク・レジームの「歴史的な性格」に関わる「社会構成」レベルにまで拡大されたものだけに、貿易構造の観点からの批判だけでは一面的ともいえよう。しかしながら、これまで研究史上、自明とされていた「世界市場への進出」を「世界経済」論的レベルで再構成すべき必要性、あるいは、農業保護関税の引き上げを「農業利害貫徹」と捉えるだけでなく、「国内市場」論の観点からも問題とすべきこと、こうした論点が提起されているように思われる。

- (9) 「あたかも国民経済建設期においてリストの経済学および経済政策論の検討が不可欠であるが如く、ドイツ帝国主義成立期の研究においては、ワグナー、シュモラー、ブレンターノ、ディール、ハルムスらの経済学および経済政策論の検討が不可欠であることはいうまでもない。わが国では、すでに戦前において、これら経済学者に関する紹介ないし研究が始められているのであるが、戦後の研究がそれを継承・発展せしめていないのは何故であろうか」。吉岡、前掲稿、六二七―六二八ページの註(1)。
- (10) Kenneth D. Barkin, *The Controversy over German Industrialization 1890—1902*, Chicago and London 1970, Pp. 4—6. バークインと同じような視角から、「反工業的経済学者」の政策論を、「工業社会」における *Mittelstand* の「人為的」維持政

策の Herman Lebovics の "Agrarians" versus "Industrialists" — social conservative resistance to industrialism and capitalism in late nineteenth century germany, in: *International Review of Social History*, Vol. XII, 1967. 以下は、オルデンブルグ等の農業保護主義が、ドイツの政治的・知的「エリート」に及ぼした影響は、「完全に工業化された世界の国民に仲間入りをしてやうとする社会の知識人の間で、しばしば目立つ、失われた黄金時代に対するノスタルジー」に求められてゐる。A.a.O., S.48.

リンデンラウプは、政府の政策や立法に対する社会政策学会メンバーの影響は、個々のメンバーをうけて行われ、「1・コンラッドはカプリヴィの通商政策に、ワグナーはミケルの租税改革に決定的影響を与えた」と述べてゐる。Dieter Lindenlaub, *Richtungskämpfe in Verein für Sozialpolitik, Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* Beiheft 52. Teil I. 1967, S.35.

(11) Percy Aschley, *Modern Tariff History*, London 1920, 3rd Edition, PP.91—108.

(12) W.Wygodzinski, *Wandlung der deutschen Volkswirtschaft im neunzehnten Jahrhundert*, Köln 1912. S.167—180.

(13) Waltershausen, a.a.O., S.412.

(14) Eckert Kehr, *Schlachtfloottenbau und Parteipolitik 1894—1901*, Berlin 1930, New York 1966. S.264—266, S.272—273.

(15) K.F. Born, a.a.O., S.278.

(16) ホンセンの「人口論」については、林惠海『独逸人口農本論』一九四二年、第一・二章参照。

(17) 山岡亮一『マックス・ウェーバーの農業経済論』(出口勇造編『経済学説全集』第六卷「歴史学派の批判的展開」一九五六年「所収」)四七—五七。

(18) Avraham Barkai, *Das Wirtschaftssystem des Nationalsozialismus*, Köln 1977, S.62, S.73.

(19) 山岡「前掲稿」四七—五七。

(20) Barkin, a.a.O., S.185.

(21) ホブソン・矢内原忠雄訳『帝国主義論』一九五一年、上巻、第二・六章参照。

(22) 明治末期に行われた農業保護をめぐる論争については、さしあたって、住谷一彦「形成期日本ブルジョアジーの思想像」

〔長幸男・住谷一彦編『近代日本経済思想史Ⅰ』一九六九年、所収〕、内田義彦「明治末期の河上肇」〔同『日本資本主義の思想像』、一九六七年、所収〕、福富正実『日本マルクス主義と柳田農政学』、一九七八年、第二章等参照。

大陽寺順一氏は、『社会政策学会史料集成第二巻―関税問題と社会政策』〔社会政策学会史料集成編纂委員会監修〕、復刻版、一九七七年、に付した「解題」の中で、一九〇八年（明治四一年）に開催された第二回社会政策学会大会において、「農業立国か商工業立国か」の基本的な国是が論議的となったこと、を述べられ、「ここでも想起されるのは、二〇世紀へ移行する前後のドイツで、農業人口が民族力と国防力の源泉であるとする Agrarstaat 派と、商工業こそが強大国の人的・物的・財政的基礎をうむという Industriestaat 派の間に、くりかえし展開された論争である」と指摘している。このことは、ワーグナー等の「工業国」批判が、専ら農本主義的な「農業立国」論として理解されてきたことを明瞭に示しているように思われる。

(23) こうした側面については、林、前掲書、第五章「人口農本論を巡る諸家の論争―国防力を中心とした農業人口本位論対工業人口本位論に就いて―」に紹介されている。

一 オルデンベルグの問題提起

一八九七年六月十・十一日、ライプチヒで開催された第八回福音社会会議の席上、カール・オルデンベルグは、「工業国としてのドイツについて」Ueber Deutschland als Industriestaat と題する講演を行った。⁽¹⁾一八九七年という年は、カプリヴィの「新航路」政策に基づく長期の「通商条約」体制の期限切れをめぐって、農業関税の引き上げを中心論点とする関税問題の改訂作業が具体化し、九月末には、帝国内務省に、審議機関として「経済委員会」が設置される、⁽²⁾という事実⁽³⁾に示されているように、「通商条約」体制下での関税政策論争が新たな段階には入った年であった。オルデンベルグのこの講演は、政策決定過程における諸圧力団体の抗争と平行しつつ、学会においても、国内の農業保護と工業化の関連を取り上げ、世界経済とドイツ国民経済の関連を、貿易政策の形で提起し、その後の「工

業国」論争の口火を切った重要なものであった。

この講演で、オルデンベルグはまず、一八九五年の職業調査を比較対照しつつ、就業人口並びに総人口中の農業人口の割合が、各々四六・七%、四二・五%から三九・九%、三五・七%に低下したこと、しかもこうした趨勢は、ヨーロッパ「文化国家」に共通する現象であること、を確認している。そして「農業」人口の絶対的・相対的減少がもつ意味を解明しようとするわけであるが、その際オルデンベルグは、かつて「農業国」たるドイツの目標をイギリスにすえ、「保護関税」論者としてドイツ工業の「育成」を推進したF・リストに倣って、「国民経済」を人間「有機体」になぞらえ、農業をその「自然の腕」 *natürlicher Arm*、工業を「人工の腕」 *künstlicher Arm* として把握する。ところが、リストが到達目標としたイギリスは、もはや今日、工業という「人工の腕」しかもたず、農業は「萎縮」してしまっているのである。一八九一年には、イングランドの就業人口に占める農業人口の割合は、一〇・四%にまで低下してしまった。そこでオルデンベルグは、「農業と工業という二つの腕は、同じ価値をもつものではなく、今日萎縮してしまっている農業という腕は、工業よりも永遠に重要な不可欠の腕である」と述べ、「極端に低下したイギリスの農業人口が食糧自給率の低下として現われている事態を批判する。そうした批判の窮極的根拠は、「工業がなくても人間は生きていけるが、食糧がなければ生きていけない」、という単純な事実³⁾に他ならない。世界経済から孤立した国民経済を想起すれば、「国民は生きるために、なにもまず農業を営まなければならないことは明白である。農業人口が自己の需要を超えて食糧の余剰を獲得できるほど農業が生産的であれば、工業製品でもって食糧を購入する工業人口は、この余剰によって養われることができる。したがって、かかる孤立した国民が養うことができない工業人口の大きさは、農業人口が自己の需要を超えて祖国の土壌から獲得できる食糧によってまさしく規

定されているのである。⁽⁴⁾

このように彼は、ひとまず孤立した國民經濟を念頭において、農業の自然的基底性を基礎とする、農業と工業の國民的分業關係を原理的に措定した。更に彼は、こうした關係を「二階建の建造物」とも比較している。「堅固な一階が農業であり、工業という二階の上部建築を肩に担いでいる。未耕作地が存在するあいだは、一階の建物は国境にまで拡張されるし、拡大された一階は、それに対応する工業という階上の拡大をもたらさうる。」だから、もし工業が農業という土台を超えて拡大していけば、外国の土地に農業に「二階だけが空中に張り出」すことになる。オルデンベルグによれば、こうした外国の土地の上に張り出した部分の「人為的支柱」が「輸出工業」Exportindustrie に他ならない。工業人口の不均衡な増加は、Unterbau としての農業を外国に求めさせ、輸出工業による工業製品・輸出、食糧輸入を必然化させる。彼は、かかる食糧輸入のための輸出工業が開始される時点を、「工業国への発展」の開始期、とみなし、「工業国」的發展が、実はこのような外国への食糧の依存、すなわち「外国への従属」と裏腹であることを厳しく批判した。⁽⁵⁾ こうした観点からみれば、「工業国」が存立するためには、輸出工業にとつての販路市場と食糧供給国の存在、が前提条件となることは自明であろう。オルデンベルグの議論の核心は、ドイツ輸出工業と國際的な農・工間の分業の存立の見通しを吟味することにあつた。

ところで、農業人口が絶対的・相対的に減少したとしても、そのこと自体は、オルデンベルグがいう農業に対する工業の不均衡な拡大をただちに意味するものではない。彼の想定する孤立した國民經濟の場合をとつてみても、農業における生産力の拡大が生じれば、農業人口の減少にもかかわらず、増加する工業人口に対する食糧供給は可能となる。その意味でオルデンベルグが重視するのは、農業人口の減少とともに現われた食糧輸入、就中穀物輸入の増大、

という事実であった。

周知のように、一八七〇年代以降、いわゆる「交通革命」による海外諸国の廉価な穀物供給の激増をつうじて、穀物の世界市場価格は低落し、とりわけ一八九〇年代には、穀物関税の引き下げが実現されたこともあって、いわば「一九世紀末農業恐慌」ともいえる事態が出現していた。この農業恐慌は、後の一九二九年のそれが、地域・経営規模を問わない全般的恐慌であったのに対して、就中、「東部地方とグーツ経営を襲ったもの」⁽⁶⁾といわれているように、穀物価格の下落によって「収入不足」に陥った東エルベの大土地所有の危機に他ならなかった。ワルターズハウゼンは、当該期のドイツ農業の状態を次のように述べている。「穀作のこうした問題ある状態に、砂糖の過剰生産が加わり、ホップ・タバコ・大麻・亜麻のような商業作物も不況にあった。これに対して、莢果類、畜類、家禽、ミルク、卵、バター、ペーコン、果物、野菜の価格は上昇した。ここから利益を得たのは、圧倒的に大都市近郊の小生産者で、それに反して東部の大土地所有は、不況の中でそれを補うものをなにも見つけられなかった。」⁽⁷⁾九〇年代以降の工業化の急速な進展は、都市への人口集中と都市近郊の農民的農業に対する農産物需要の増大、となって現われ、ゲルデスも、「農家の生活水準は、最近異常に高騰した」と述べている。⁽⁸⁾だが、東エルベの大土地所有の危機は、もちろん世界市場における穀物価格の下落によってのみ説明することはできない。ブレンターノは、穀作のコストは、地価・資本金子の利払い・労賃・租税からなるが、ドイツとロシア及び海外諸国のコストの上で決定的に異っているのは、地価である、と述べて、ドイツの穀物価格が世界市場で競争できない所以を土地価格の異常な高さに求めている。⁽⁹⁾ブレンターノのコスト計算は無概念的であるにしても、ドイツの場合、かかる土地価格の異常な高騰が「収入不足」の一要因であり、しかも、こうした地価の高騰が、ユンカー的土地所有における地価の過大評価にあったことは

衆目の一致するところであろう。ゴルトは、「一九世紀末農業恐慌」の研究結果として、「穀物、砂糖、羊毛及びその他の農産物価格の低落は、経営費用の同時的増大と結んで、農業純収益の減少という結果をもたらした。しかし減少の程度はそれ程大でもなく、それ程一般的でもなかったので、減少それ自体のみで現在多くの農業者がおちいつている恵まれざる状態を充分に説明することは出来な⁽¹⁰⁾い。むしろそれは、「土地価格の過重評価のため」にひきおこされた「抵当負債」と、経済原則を無視したかかる「負債の高さ」に求めることができる、と総括している。ここには「土地貴族」としてのユンカー階級の「身分的」地位の維持と「経済原則」との矛盾が示唆されている。

実は、オルデンベルグには、ユンカー的土地所有に対する批判的観点は存在していない。農業人口減少⁽¹¹⁾都市への人口流出、穀物輸入の増加、という国民経済の「土台」を揺がす根源の力は、「資本」の私経済的な利潤追求であり、「工業」は「収益」が多く、「農業」は「収益」が少ないから、人口が「工業」に流出する、ということになる。つまり彼は、農業危機の本質を、穀価低落による「農業収益」の減少に求め、しかもこの結果として生ずる農村からの人口流出が、工業労働力の豊富な供給、工業労働力予備軍の形成、工業資金の圧迫、というような「工業資本」に有利な作用を及ぼしている、と考え、農業危機と「工業国」的發展が不可分に結びついていることを強調する。とすれば、ドイツの「工業国」的發展は、食糧供給という観点からみれば、「輸出工業が巨大に成長し、そのことによつて、ますます大なる人口部分が、外国の、すなわちロシアやアメリカの土地によつて、外国の農産物によつて養われねばならない」、ということの意味するのは当然であった。では、オルデンベルグは、ドイツ輸出工業と農・工間の国際分業体制の現状と展望をどのように把握していたのであろうか。

彼がまず第一に指摘するのは、かつてイギリスが「世界の工場」として、世界市場で築いた工業の独占的地位とは

異って、ドイツの輸出工業は、ますますその数を増大させている競争国の登場、という事態に直面している、ということであった。「ますますその数を増している競争国が、ますます小さくなる販売地域を分かちあっている。……工業諸国の輸出工業間の競争戦は、さらに激しいものになるだろう。」⁽¹³⁾だがそれだけではない。オルデンベルグが注目するのは、こうした販売地域の動向である。「かつての販売地域は経済的客体 Wirtschaftliches Objektであったが、それは今や経済的主体 Wirtschaftliches Subjekt になりつつある。それらの国々は、輸入するかわりに輸出している。主体となろうとするこれらの努力は、今やほぼ一般的にひろがっている。ここ数十年來、ヨーロッパやアメリカの極めて小さな国々が、アメリカ合衆国やロシアのような大国と同じように、自身で工業製品を供給しようとする狂おしい努力を重ね、しばしば成功している。当初、競争力をつけようとする志だけしかもっていなかった国々も、精力的な保護関税によって自国を遮断している。」⁽¹⁴⁾オルデンベルグは、こうした後進諸国が「経済的主体」になろうとして実行している政策として、一、自国工業の競争力強化、二、保護関税、三、汎アメリカ構想にみられるような、將來の関税線の拡張を予定した政治的同盟、を挙げている。このように、ヨーロッパ「文化国家」にとって販売市場にすぎなかった経済的後進国が、アメリカ合衆国とロシアを先頭に、自ら「工業国」となるための経済的・政治的政策を遂行しており、そのことは、ドイツ輸出工業にとって、競争国の増加のみならず、「販路の縮小」としても現象しているのである。オルデンベルグは、後進諸国における自国工業の育成を、先進工業国にとっての「販路」の喪失と同一視した。この点は後に、彼の批判者達から決定的に反駁されることになる。

ともあれ、オルデンベルグによれば、こうした事態は、ヨーロッパとアメリカ大陸にのみ限定されたことではなかった。すなわち、日本、インド、中国等の東洋諸国においても国内工業の育成展開が進行している。しかも東洋諸国

は、世界市場において「比較できないほど低廉な生計費」を武器に競争しているのである。⁽¹⁵⁾だが、このような動向は、直ちに貿易統計の上で、輸出の減少として現われてくるわけではない。「我国の輸出が、価値からみれば、全体としてわずかに増加している、という事実は正しい。だが、こうした総体としての増加の中に、多数の——競争能力がなくなった、困窮が資本にはなく、その労働者に転嫁される——個別部門の衰退が隠されてはいはしないのか、ということとは、この席上で分析されるべきことではない。しかしながら、(輸出増加の)中心が機械輸出の増大にあること、まさしくこのことが特に自負されていること、を強調しておかねばならない。工業用機械の輸出は、外国工業にとつての設備改善以外に何を意味するのであろうか。機械輸出をつうじて、我国の輸出工業は自ら墓穴を掘っている。⁽¹⁶⁾」

かくて、オルデンブルグによれば、「工業化」が世界的規模で伝播しているのであり、あえていえば、「生産手段」部門工業製品の輸出増加が、表面的には輸出拡大として現象するにしても、結局はこうした傾向を助長して、後進諸国の「経済的主体」化¹¹「販路の縮小」化が、競争戦の熾烈化を伴いつつ、生ぜざるをえなくなるのである。

ところで、オルデンブルグのこうした世界經濟認識は、地上の諸民族が、各々「経済的主体」となるための経済的・政治的方策を講じている、つまり、「育成関税」政策によるリスト的な「国民經濟自立」——オルデンブルグの場合、「農地制度」的把握は欠如している——の方向を歩みはじめていることを承認することによって、工業的發展を事業上「温帯国」に限定し、「熱帯国」を「工業国」に対する食糧・原料供給地として位置づけたリストの命題を逆に否定するものであった、といわねばならないだろう。事実彼は、インドを引き合いに出して、「熱帯国が原料以外に、自ら工業製品を供給している」ことに注目している。⁽¹⁷⁾

だが問題は、工業化の世界的波及によって輸出工業の競争化が激化し、究極的に市場が縮小する、ということに尽きるのではない。すなわち、オルデンベルグの懸念は、これらの経済的後進地域や熱帯国が、ヨーロッパ「文化国家」にとって、工業原料と食糧の供給地である、という事実だった。つまり、原料・食糧供給国における工業化の発展は、第一次産品輸入・工業製品輸出という農・工間の国際分業体制の危機を意味するだけでなく、食糧・原料供給国自体の工業人口増大・人口の絶対的增加によって、先進工業国にとって「食糧資源の長期的涸渇」をも意味する。オルデンベルグは、「輸出工業の長期的不可能性」を、このように「販路の不安定性」と「食糧供給の長期的涸渇」に求め、農・工間の国際分業体制に依拠する「工業国」的發展の本質的脆弱性を剔抉している。さらに彼は、国際收支においても、資本輸出による入超補填の構造が、後進諸国の工業化↓債務償却によって早晚崩壊せざるをえないことを指摘し、農・工間の国際分業体制の解体によって、「経済的に上昇しようとする国家を強制的に農業国の段階に押しとどめること」に成功しない場合には、「西ヨーロッパの食糧国への従属」⁽¹⁸⁾、「食糧生産の余剰を供給できる国家集団」による「経済的世界支配」、が現実化するであろう、と予想している。

以上のようなオルデンベルグの「輸出工業の長期的不可能性」の議論は、自国の食糧基盤たる「穀物」の保護に帰結することは当然であろう。「あらゆる国民経済の独立した発展の前提は、自国の食糧生産の育成である。」⁽¹⁹⁾だがその場合、単なる農業保護関税だけが問題となるだけではない。そもそも、輸出工業の発展は長期的に不可能なのだから、輸出工業の拡大がより多くの労働の機会と高賃金を創り出す、という経済・社会政策のプログラムは成立しえなくなるであろう。輸出工業の拡大が雇用と高賃金をもたらす、という考えは、後述するように、穀物価格の引き下げと輸出工業の競争力強化を目的したカプリヴィ通商条約政策を支持する「自由貿易」論者に共通する考えであった。

しかし、輸出工業の前途を絶望視したオルデンベルグにとっては、問題は「輸出工業の奨励ではなく、確実な国内市場の……育成」ということになる。⁽²⁰⁾ 国民経済は、農業と工業から成る一種の「建造物」であり、「土台」はあくまで、農業Ⅱ食糧生産であるから、農業という「土台」の拡大が経済政策の最大の課題となる。農業の拡大は、自ら工業の「対応する拡大」をもたらすのである。したがって、オルデンベルグのいう「農業保護」は、単純に、穀物価格の下落によって「収入不足」に陥った Landwirte に対して、穀物保護関税の引き上げによって、穀作収入の増加を保障することだけではなくて、あくまでも「食糧生産」の増大Ⅱ「アウトアルキー」の実現、をつうじて、不均衡な農・工関係を是正しようとするのもであった。

それ故に、「国内市場」政策とは、「輸出工業」に流入する農村からの移住労働力を、再び農業に吸収することを意味する。「工業労働者は工業政策に利害関心を有し、したがって、一面的な工業政策の批判を意図した私の議論は、工業労働者階級の利害に背くものである、という考えは、なるほどもっともなものであるかもしれない。……しかしながら、その反対の政策、つまり国民的自給経済政策 nationale Eigenwirtschaftspolitik と農業の奨励は、まさしく労働者の利害に適うものである。工業の賃金労働者の状態は、現在、本質的に農村からの移住者によって、すなわち、これらの移住者の労働市場における競争によって条件づけられている。……もし農業労働の拡大による農業総収穫の促進が、なんらかの形態で、例えば、国内植民の形態であれ、一層の資本主義的な形態であれ、領土の拡張によってであれ、遂行されれば、このような移住者の殺到は緩和され、工業労働者の負担がのぞかれる。その場合には、就業機会の全体としての規模は、必ずしも減少しないし、それはただ工業と農業に異って配分されるだけである。成長する農業は、現在のように労働力を突き放すかわりに、それを吸収し、かつ同時に、工業のための国内市場を拡大

する。⁽²¹⁾」

ここには、国内市場政策、つまり「国民経済の自立」のための農・工の均衡、という構想が、「国内植民」のみならず「領土の拡張」をも内包していることが示唆されている。こうした点は、農・工・商のバランスの維持と、プロレタリアートの出現・ボナパルティズム支配に対する恐れ、から「後背地」への植民を構想した晩年のリストを想起させるであろう。⁽²²⁾しかし、オルデンベルグの政策構想は、あくまでもリストが、近代工業力の育成と工業のための国内市場の建設という、「国民経済」形成期のそれであったのに対して、明らかに輸出「工業国」的發展の悲觀的展望から、輸出工業の展開を敢えて制御しようとする試みの帰結であった。ここでは農・工の均衡、という構想が、リストの場合とは逆に、輸出工業を抑制する手段として機能している。その意味で、農業生産力の發展は、食糧供給のみならず、工業に対する原料供給の側面においても生産コストを低下せしめ、ひいては工業の競争力をも強化する、という点でははや論議されていない。

オルデンベルグのこの講演では、輸出工業に対する悲觀論が、眼前に展開されている世界的規模での工業化の波及、経済的後進国と熱帯国の工業化、から導き出されているが、パーキン⁽²³⁾はオルデンベルグの悲觀主義の根源を、ヴェーバーと同世代の彼が八〇年代後半から九〇年代初頭にかけて発表した諸論説を検討しつつ、次のような点に求めている。すなわち、第一に、オルデンベルグの問題意識が、農村から移住した都市の労働者層が周期的恐慌によってこうむった失業問題にあったこと、第二に、彼の研究対象のもう一つの側面が、「百貨店」の進出による「小売商」の駆逐、というような自営業の没落にあったこと、第三に、そのような社会・経済状態に対する認識は、彼をマルクス主義的社会主義に接近させたが、当時のSPDを中心とする社会主義の理念が、あまりにも「産業資本主義の進歩

的性格への確信」に根ざしており、彼の都市と農村社会での体験と一致しなかったこと、以上である。⁽²³⁾

この指摘は極めて注目に値する。というのは、同じ時期に、周知のように、東エルベの農業労働者の状態を調査したヴェーバーが、東エルベからの農業労働者層の流出の起動力を、「自由への無意識の衝動」として把握し、ユンカー経営の経済的無能力を剔択しつつ、『取引所』論にみられるように、一貫して自由な「流通経済」秩序を擁護⁽²⁴⁾し、後に「工業国」論者として登場するのに対して、オルデンベルグは対照的な軌跡を描いているからである。彼は、失業問題や、ビュッヒャーが一層広く「手工業の没落」⁽²⁵⁾と呼んだ旧中間層の分解を、輸出工業批判と結びつけた。経済政策の観点からみれば、輸出工業の拡大と発展が雇用問題のある程度解決すれば、オルデンベルグの悲観論は杞憂となるだろう。しかしながら、前述したように、ドイツの輸出工業の前途は、オルデンベルグから見れば、絶望的であった。彼の農・工均衡論は、輸出工業と「市場問題」をつうじて発現してくるのである。

他方、オルデンベルグの農工結合論は、「建造物」の比喩が使われており、それはリストの『国民的体系』における、農工人口の対一の比率を想起させよう。だが、彼の問題関心が、ドイツにおける穀物輸入の急増という事実⁽²⁶⁾に、しかも穀物輸入が対価としての工業製品輸出に依存しているにもかかわらず、このことの見通しが悲観的である、という点に存在していることを看過すべきではない。彼の講演のメリットは、こうした世界経済の構造変化、という問題を提出したことにある。

しかし、オルデンベルグの輸出工業に対する悲観論は、逆にいえば、ヨーロッパ先進工業国に対する食糧・原料国として国際分業に組み込まれた経済的後進国・熱帯国の「工業化」の「楽観論」であったともいえる。これらの国々における「近代的工場」の設立が、ただちに、「国民経済の自立」のための工業化と等置されているのである。こ

れは、部分的には、ヨーロッパ以外の地域、とりわけアメリカ、ロシア、日本における資本主義的發展の素朴な反映であるが、同時に、歴史派経済学に共通した段階理論、就中、ヒルデブラントの、実物経済—貨幣経済—信用経済なる段階シェーマの⁽²⁶⁾、前半部分の適用の結果でもあったように思われる。

ともあれ、オルデンベルグの問題提起は、単なる関税論争の枠を超えた、「国民国家と経済政策」の基本に関わるものであり、ここに、カプリヴィ通商条約を支持する「自由貿易」論者と、国民経済における農・工均衡を主張する「農業保護主義」者との間で、「世界経済」と「国民経済」の関連をめぐって、激しい論争が開始されたのである。次に我々は、「自由貿易」論の側からの反論を検討する前に、オルデンベルグの問題提起が、A・ワグナーとL・ポレーによってどのように展開・深化されていったのか、をみてみよう。

- (1) *Die Verhandlungen des Achten Evangelisch-sozialen Kongresses abgehalten zu Leipzig am 10.u.11.Juni 1897*, Göttingen 1897, S. 64—104. なおこの講演は、*Карл Ойденберг, Deutschland als Industriestaat*, Göttingen 1897. として公刊された。ここでは後者から引用を行った。またこのオルデンベルグの講演と後述するヴェーバーの批判については、小林純「マックス・ヴェーバーのドイツ第二帝政社会批判(一)」、『立教経済学研究』第三四巻第一号、において、本稿とは異った視角から詳論されている。
- (2) 大津正道、前掲稿、三七ページ。
- (3) *A.a.O.*, S.4—5.
- (4) *Ibid.*, S.5.
- (5) *Ibid.*, S.5—6.
- (6) *Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte*. 2., Stuttgart 1976, S.750.
- (7) *Waltershausen, a.a.O.*, S.412.

一九世紀末ドイツ第二帝制における経済政策論争

- (8) ハインリッヒ・ゲルデス、飯沼二郎訳『ドイツ農民小史』、一九五七年、一五二ページ。さらにゲルデスは、この時期のドイツ農民にとつての最大危険は、外国産の食糧、穀物、肉製品または屠畜の増加であり、穀物関税が東エルベのグーツヘルに利益をもたらしたのに対して、家畜関税は小農に利益をもたらした、と強調している。(一五五—一五六ページ)
- (9) Lujó Brentano, *Das Freihandelsargument*, 2. Auf., Berlin=Schöneberg 1910, S.35. ブレンターノは、ドイツの地価を他の穀物産出国の二—五〇倍と見積つてゐる。(Ebenda.)
- (10) 山岡亮一訳『ゴルトツ独逸農業史——十九世紀——』、一九三八年、四六三ページ。
- (11) Oldenberg, a. a. O., S. 6—7.
- (12) *Ibid.*, S. 13.
- (13) *Ibid.*, S. 16.
- (14) *Ibid.*, S. 15.
- (15) *Ibid.*, S. 17—18.
- (16) *Ibid.*, S. 21—22.
- (17) *Ibid.*, S. 27.
- (18) *Ibid.*, S. 29—31.
- (19) *Ibid.*, S. 43.
- (20) *Ibid.*, S. 39.
- (21) *Ibid.*, S. 44.
- (22) 小林昇「リストの生産力論」(『小林昇経済学史著作集』IV、所収)参照。
- (23) Barkin, a. a. O., PR. 136—138.
- (24) M・ヴェーバー、大藪輝雄・吉矢友彦訳「東エルベ農業労働者の状態における発展諸傾向」(・)(『立命館経済学』第十三卷四・五号)、中村貞二・柴田国広訳『取引所』、一九六八年、参照。
- (25) ビュヒャー・権田保之助訳『増補改訂 国民経済の成立』、一九四二年、第五章「手工業の没落」、参照。
- (26) ヒルデブランド・橋本昭一訳『実物経済、貨幣経済および信用経済』、一九七二年、参照。

二 ワーグナーの「農業Ⅱ工業国」論

社会政策学会右派を代表した「国家社会主義者」A・ワーグナーは、福音社会会議にも参加し、オルデンベルグの講演後、その賛同者として発言するとともに、独自の視角から論争的著作『農業Ⅱ工業国』を公刊して、農業保護主義の一翼を形成した。⁽¹⁾

ワーグナーは、この著書の課題を、「工業国」賛成論の側において、「あまりにも論議されることの少ない工業国の弱点を考慮し、かつ農業保護の必要性を、特殊にはドイツの、一般的には近代文化国家の、国民経済的利害、つまり総体としての国民的利害の中で証明しようと努力し、農業Ⅱ工業国の原理的諸問題を総論的に議論することである」と述べて、彼の意図が、オルデンベルグと同じように、「工業国」的發展の「樂觀論」を、国民経済と世界経済の関連を検討することによって批判しようとするものであることを表明している。⁽²⁾

ところで、ワーグナーが「工業国」、あるいは「農業国」という場合、そこにはビュッヒャーの發展段階説が前提されている。すなわち、ビュッヒャーは、「家経済」——「都市経済」——「国民経済」なる段階論において、テニエースのGemeinschaftからGesellschaftへというVergesellschaftungの論理を援用しつつ、發展段階の起動力をVerkehrの拡大に求め、段階發展の本質を農・工分業圏の空間的拡張とすることで、流出論的發展段階論を精緻化した。⁽³⁾ 「家経済」を起点とする農業と工業の分離・交換体制の展開は、「国民経済の成立」をもって完結せず、世界的規模での拡大をつうじて、諸「国民経済」が、各々「工業国」と「農業国」に編成されつつある、とワーグナーは考えたのである。⁽⁴⁾ その限りでは、「工業国」と「農業国」との間に成立する国際分業は、こうした経済「發展」

の当然の帰結であり、国際分業の提唱者が指摘するように、「より少い労働消費でより大なる財貨量が獲得されることよって」、「経済的価値」の観点からみて、関係諸国が受けとる「経済的利益」は大きくなるであろう。しかしワグナーは、同時に、「国民経済」がこのように、特定部門に集中化することによって、国民の肉体的・精神的一面が生じること、かかる国際分業の発展は、貿易活動の重要性を高める結果、商人精神の伝染をもたらし、国民の精神的・経済的墮落を招来する、と述べて、「倫理的」な立場から「工業国」的発展を批判している。⁽⁵⁾

だが他方、ワグナーは、「工業国」的発展の「推進的動機」として、一九世紀、とくにフランス革命戦役後のヨーロッパにおける著しい「人口増加」を、決定的に重視している。「たしかに……国内の強力な人口増加と、最近になって我国でも現われた農業国から工業国への発展は、偉大なこと、重要なこと、喜ぶべきこと、を含んでいる。しかしそれと並んで、こうした事態は危険なことも含んでいる。……工業国への発展が……最近の局面において、あまりに急速に、あまりに際限なく進行していること、……こうした発展が永久に保証されうるものなのかどうか、という問題を我々は提起しているのである。」⁽⁶⁾つまり彼は「工業国」的発展の程度と速度が、人口の増加によって加速化されている、と考えており、「工業国」的発展の極端な進行に疑問を提出する。

こうして、ワグナーの場合、「工業国」的発展をただちに拒否し、「農業国」への復帰を願望するものではなかった。彼の政策的課題は、「こうした発展を、およそ自然に適ったもの、無条件に必要なもの、とはみない」、「工業国」的発展に対する「相対的な反対者」の立場から、「純粹に農業国的国民経済か、純粹に工業・商業国的国民経済か、という原理的・極限的問題ではなく、農業的要素と工業的・商業的要素の正しい混合 Mischung の程度」こそが問題となる。⁽⁷⁾ Agrar=und Industriestat という言葉は、その端的な表現であった。

一 ワーグナーにおける「人口問題」

オルデンベルグがその講演において、「農業国」から「工業国」への発展の推進的モメントとして、「資本」の私経済的利潤追求を指摘したとき、ワーグナーは、オルデンベルグの問題提起に好意を寄せつつも、次の如き異論を提出した。すなわち、オルデンベルグは、輸出工業の長期的不可能性と農業の保護^{II}食糧自給を主張したが、その場合、農業生産高の増大は技術的に可能であるとしても、農業生産における収穫の増加は、工業生産と異って、基本的には生産コストの増加をもつてしてのみ可能であることは、否定できない経験法則であるから、食糧・工業用原料としての農産物価格の高騰は避けられないだろう。人口が年々急速に増加する、という前提の下では、その増加人口の雇用のために、結局は輸出工業が必然的に要請されざるをえず、増加する人口に対する食糧^{II}消費財供給の状態は悪化せざるをえない。したがって、輸出工業を抑制して農業保護を遂行する場合、本質的な困難は人口問題であり、オルデンベルグが人口増加の緩和について言及していないことは問題であり、なによりも強力な人口増加を抑制すべき諸方策が考慮されねばならない⁸⁾。以上である。ワーグナーは「収穫逓減法則」を前提として「人口抑制」策を提起した。ところで、ワーグナーが「人口問題」を取り上げる場合、議論の前提とされていたのは、第一に、ブレンターノ等の「楽観論」者が、文明社会の発展につれて自然的人口増加はむしろ低下していく、と主張するのに対して、ワーグナーの場合、安定した政治状態を前提にすればこれまで同様に人口は一層増加する、という予測に立っていること、第二に、人口のいわゆる「空間的移動」という点でみれば、ドイツの場合、一八八一年にピークに達した海外移民数は、自然的人口増を下回るものであって、しかも海外移民は減少傾向にあり、これ以上の移民は到底望めないこと、

したがって「国内の相当な人口増」が不可避である、という前提であった。⁽⁹⁾

さて、ワグナーは、もちろん「人口」を経済的レベルでのみ問題にするのではない。むしろそれは、「国防力」や国家の礎石としての「健全な個人主義の有資格者」を考慮したものであった。「国民経済及び一般的な人間文化のために、一定の、絶対的に少なくない国民の数、そこから生じる国民の密度が望ましいだけでなく、必要ですらあること」、「いわゆる『過少人口』は経済的に不利であり、文化に敵対的となりうる」のであって、「人間の適切な数とゆっくりした増加、しかし質的には有能な人口、そして経済生活における、より強化されたアウトアルキー、これらを含む有する民族」こそがワグナーの望ましい理想像であった。⁽¹¹⁾

こうした観点からみれば、ワグナーの「人口抑制」策の提起をもって、単純に彼を「マルサス主義者」とみることはできない。たしかにワグナーは、人間の増加は幾何級数的であるのに食糧供給は算術級数的にしか増加しない、といういわゆるマルサスの「人口法則」⁽¹²⁾を否定しなかった。彼はブレンターノ等の「楽観論」とは異って、こうしたマルサスのいう「絶対的過剰人口」の危険を防止するために、「道徳的抑制」の必要性を強調している。しかしながら、問題は単に人口数の量的なそれではなく、「質的に有能な……」という問題であった。こうして彼は、「相対的過剰人口」を問題にする。もちろんこれは、資本の有機的構成の高度化とともに、社会的総資本中の変資本部分の増加率が、不変資本のそれよりも「相対的」に低落することによって生ずる、マルサスの「相対的過剰人口」概念ではない。だがワグナーは、「産業予備軍」という形態をとる現実の失業現象を、マルサスの「絶対的過剰人口」との対比で「相対的過剰人口」と呼んだのである。すなわち、ワグナーによれば、「相対的過剰人口」とは、「人口、とくに労働階級が、勤労に対する能力と意欲を有しているにもかかわらず、安定した十分な雇用と営業を見つ

ることができない状態」を意味している。⁽¹³⁾ マルサスが「人口法則」によって「貧困」を説くとき、そこには政治形態や財産の不平等の問題は介在する余地がなく、下層階級の「道徳的抑制」以外に道は残されていなかったが、ワグナーの場合、「相対的過剰人口」が、「生産技術と経済状態の水準の発展」、「生産収益配分の所与の法秩序」と「この法秩序の変更の可能性」、に依存していることを認めており、⁽¹⁴⁾ 「相対的過剰人口」の解決策が政策レベルの問題として扱われているのである。

もちろん、オルデンベルグも、前述したように失業問題に対する問題意識は強烈であった。彼は輸出工業の発展が失業問題を解決できない、と考えていたが、この点ではワグナーも、後述するように同じだった。ただ、ワグナーは、失業をもたらす「過剰人口」が、都市人口・商工業人口を増加させ、自然的な人口増を刺激する「工業国」体制によって、促進されている、ということを強調する。したがって、「工業国」体制がそのまま存続し、一九世紀以来の急速な人口増加が継続していけば、次の三つの選択以外にはありえない、とワグナーは言う。つまり、一、外国への通常の移民・定住、二、新植民地及び植民国家の創設、三、他国の領土の征服、である。ところが、一九世紀末には海外移民数はむしろ減少していること、他方、もはや地球上には、ドイツ人の移民にとって——商業・植^{ブライヤー}裁植民地における指導的活動と農耕者として定住できる——有用な土地は、ほとんど存在しないこと、こうした点を考慮すれば、結局のところ、「他国の領土の征服」以外にはありえないだろう。これはドイツの問題だけでなく、「将来の食糧需要の充足」の問題も含めて考えれば、「諸民族の領域をめぐる闘争」は必定であろう。まさしく「人口問題」は「権力政策」に移行し、イギリスの「征服帝国」はこのことを如実に示している。ワグナーはこのように述べて、帝国主義的権力政策を人口問題の帰結として論じた。⁽¹⁵⁾ したがって、ワグナー的観点からみれば、人口増加の圧

力を考慮しないオルデンベルグの農業「拡大」論は、当然、「他国の領土の征服」に直結する危険な構想、ということになる。ワグナーの場合、「商人精神」批判にみられるような、「倫理的」な、しかも保守的な観点からの、「工業国」批判を基底にもちつつも、「工業国」的發展が「過剰人口」問題を解決できない場合、「征服帝国」の道をたどらざるをえないことが把握されている。

二 農業問題

以上のように、ワグナーは、オルデンベルグの「工業国」批判を全体として評価しつつも、「人口問題」の観点からその首尾一貫性の欠如を批判した。だが問題はそれだけではない。ワグナーは、オルデンベルグ批判において、農業における「収穫通減法則」の貫徹を肯定していた。彼は、ドイツの「農業国」から「工業国」への發展は、より正確に表現すれば、「農業国的要素」が優位にある「農・工国」から、「工業国的要素」が圧倒的な「農・工国」(「工・農国」)への移行にならず、一面的な「工業国」体制と「過剰人口」の脅威を免れるためには、かかる發展のテンポを緩め、両要素の「調和的」な「混合」が必要であり、「……偉大な文化民族の近代的國民經濟にとって、特に現代のドイツ國民經濟にとって、近代的様式の工業国的發展は、農業国的要素と並んで、あるいはそれを犠牲にして、どの程度必要なのか」という問題提起こそが「正しい」と述べていた⁽¹⁶⁾。しかも前述の如く、一定の着実な人口増加はむしろ望ましいのであるから、このことを前提として「農業国的要素」を保護する場合、「収穫通減法則」の作用は、ワグナーの構想においてどのように論議されているのであろうか。

彼は、「工業国」論者の農業論を紹介しつつ自説を主張しているので、便宜上、彼によって総括された「工業国」

論者のそれを引用しておこう。ワグナーは主として、ブレンターノを念頭において、次のように論じている。

ブレンターノ等の議論は、一、交通手段の改善と輸送費の低廉化が安価な農産物輸入を可能にすることによって、とりわけ下層階級への消費供給を有利にし、競争力強化と工業製品輸出の拡大をつうじて増大する人口の雇用を確保することが可能となり、国民全体に利益をもたらすこと、二、ドイツの農業は、規模と地質からみても、これ以上必要な農産物を供給できないか、あるいは、そうしたことが可能であるにしても、消費者にとって耐えられない負担でのみ供給できるから〔收穫通減法則〕、人口増加が続けば、農産物供給は不十分とならざるをえない。その場合、土地価格の高騰が所有者の債務強化をひきおこし、土地所有者の経営状態を圧迫している現状においては、高度穀物関税は、世界市場価格と国内市場価格の差額を保証することによって、「地代」を上昇せしめ、結局再び地価の上昇を招来する。このことは、上昇した地価に見合う穀物価格の要求に反映されるから、穀物関税の再引き上げが行われ、悪循環が形成される。しかも高い穀物価格は、消費者、とりわけ下層階級の生活水準を圧迫する。三、かかる穀物関税引き上げによる穀価上昇は、地代・借地料の引き上げと地価の高騰をもたらす結果、農業部門自体においても、借地農業者と土地購入者にとっては不利益となる。これは、過剰負債をかかえ、高価格による農場の転売を企図する土地所有者、就中、東部の騎士領所有者だけを利するにすぎず、穀物関税による農業保護は、下層階級を犠牲にした大土地所有者への「莫大な贈物」に他ならない。四、さらに、小土地所有者・小農業家は穀作に利害関心をもたず、むしろ自家需要の不足分を市場で購入しなければならぬから、穀物関税引き上げは、彼らにとっては不利益をもたらすこと。五、ドイツ国内におけるこれ以上の穀物生産は、生産費の高騰によってのみ実現されうるから不必要なだけでなく、むしろドイツ農業にとって重要になりつつある飼料栽培、酪農、牧畜、工業原料栽培などの農業諸部

門の拡大のために、制限されねばならない。イギリスの例にならって、穀作から牧畜等々への転換こそが、農業技術的・国民経済的に正しい合理的政策であり、農業危機に対する唯一の救済手段である。ほぼ以上の五点に要約できる。⁽¹⁷⁾

彼らによれば、穀物関税引き上げを中心とする農業保護政策は、下層階級や小農その他のすべての階級を犠牲にした、「騎士領所有者」Ⅱ「ユンカー」保護の「階級政策」なのであり、他方では、ドイツの工業製品に対する諸外国の報復的関税政策を誘発する「悪しき」政策に他ならなかった。農業危機に対する救済策は、先進「工業国」であるイギリスに倣って、「穀物保護」を撤廃すること、輸出工業の繁栄を基礎とする農産物供給構造への編成替え、これ以外に道はなかったのである。

ではワグナーは、どのように反論するのであろうか。

一、まず外国からの安価な穀物供給についていえば、もちろん低廉な食糧価格がもたらす利益は承認できるが、国際的穀物取引における大規模な投機によって生ずる激しい価格変動を考慮すれば、国内の収穫変動による不利益の方がより小さい。それ以上に重要なことは、低廉な食糧供給が低いパン価格をもたらすとしても、今日の「工業国」体制をとっての不安は「雇用問題」なのであって、穀物価格の「高騰」ではなく、農業経営を持続的に存続させるような、生産コストプラス利潤、を可能にさせる「適度な価格」の実現こそが、農業者の生産力と購買力を維持・拡大せしめ、「工業にとって、あらゆる景気変動や国際的競争関係、そしてまた外国の通商・関税政策の攪乱的作用の影響をこうむる外国での工業製品販売が与えるよりも、より大きな支払い能力を有する良好な市場を創出する」であろう。こうしてワグナーは、安価な穀物よりも「雇用」を重視し、穀物輸入減少は、国内取引の活発化によって相殺

される、と指摘し、そのための鉄道政策・運河政策の重要性を強調している。二、「收穫遞減法則」の作用と穀作の転換についてみれば、ワグナーも、ドイツ農業における土地利用のこれ以上の拡大が大きな困難を伴わざるを得ないことを承認する。しかしながら、荒蕪地・沼沢地の開墾、生産の集約化の促進、休閑地の縮小を含めて、耕作地の相当な拡大は可能であり、したがって、長期的には、農業における追加的資本投下に見合う価格を保証すれば、国内農業拡大の余地は大いにありうる。しかも、ドイツ農業は、風土的条件（主として降雨量）によって、とくに東部においては、イギリスのような穀作地を牧草地・放牧地に転換することは極めて困難である。ワグナーは、このように述べて、「穀物供給を可能なかぎり維持・拡大し、外国からの購入に依存しないこと」が、「国民経済」的に必要なことであり、穀作から牧畜への転換↓農村人口急減、都市・工業への人口集中がもたらしたイギリスにおける「人間の荒蕪」の轍を踏むべきでない、と力説している。三、穀物関税の引き上げがもたらす不平等な作用に関してみれば、たしかに大経営は穀物の自家消費の割合が小さく、中小経営の場合は逆に、その限りでは、穀物関税は大経営に有利であろう。しかし非農村人口に対する穀物供給は大経営に依存せざるをえないのであり、それはやむをえないと考える。他方で大経営が牧畜・酪農へ転換した場合、これらの部門での中小経営との競争、過剰生産の危険を彼は指摘しているが、こうした反論はいささか苦しいものがあり、現実の農業関税問題における「農民連合」と「農業者同盟」の提携を指摘して、大経営と中・小経営の利害の一体性を強調している。ワグナー⁽¹⁸⁾にとっての問題だったのは、「農業保護」の撤廃が、「古くから定住している……国民的・社会的有機体の重要な構成要素」である「貴族」・「農民」を、「大土地所有」、「大土地経営」と「借地プロレタリアート」、「日雇プロレタリアート」へ分解させ、土地所有者の取引所・投機・商工業と結びつく都市ブルジョアジーへの移行を促し、旧土地貴族の「支配」を強化さ

せて、そうした農村の「社会的有機体」を解体させる方向に作用することであつた。ここには「プロレタリア」と「百万長者」の発生を共に敵視する「社会改良家」としてのワグナー⁽²⁰⁾の心情が明瞭に看取される。

このように、ワグナーは、国内における農・工の結合を、既存の「有機体」的農村社会における「農業者」の購買力を、穀物関税の引き上げをつうじて確保することに求めた。ここでは、「着実な人口増加」が前提されており、その限りで、農業における「収穫通減法則」の貫徹を承認しても、農業生産増進追加的資本投下による生産価格の上昇は、「耐えられない」ものではない、ことが示されている。プレントナーやワグナーが「収穫通減法則」の貫徹、という場合、もちろんそこには、品種改良・生産技術の改善等の、いわゆるこの法則に対抗する諸要因も含めて考えているのであるが、プレントナーが、後述するように、この法則の貫徹を絶対視して「工業国」化の不可避性を説くのに対して、ワグナーの場合、「保護関税」によって耐えられる程度のもの、という考えが存在していたように思われる。だがワグナーの穀物関税引き上げによる農業購買力を起点とする農・工結合構想においては、農業の工業に対する有効需要を強調するにしても、こうした有効需要の主体が、「有機体」的な社会構成員であり、国内工業にとって有効需要として作用するかどうか、は疑問が残るだろう。また、オルデンベルグが重視した「国内植民」の問題も後述するように思われる。

次に我々は、オルデンベルグの提起した「世界経済」の問題が、ワグナーによってどのように展開されているか、をみてみよう。

三 工業・世界貿易の問題

ワグナーにとって、「工業国」的發展の「樂觀論」者が強調する「カプリヴィ通商条約の成功」とドイツ輸出貿易の伸張は、手放して礼賛できるものではなかった。たしかに一八六〇—一九〇〇年の貿易統計は、先進國中、ドイツ貿易の發展が最大であったことを示しているのであるが、とりわけ、一八九〇年代後半になると、アメリカ合衆国の急激な發展がドイツを凌駕しはじめていた。ワグナーの「工業国」的發展に対する懷疑は、高度保護関税国であるアメリカが、近年輸出貿易において、工業製品の比率を急速に増加させ、自国の国内市場を超えて、第三国市場においても、ヨーロッパ工業国にとって強力な競争国として登場し、しかもかつての債務国から債権国に移行しつつある、という認識を基底としていた。他方、ドイツ国内の輸出工業をみれば、国内消費者を犠牲にした、カルテルの保護関税を利用した対外的ダンピングは、「工業製品輸出体制」の「不健全な状態」に他ならなかった。もちろん彼は、近年ますます顕著になってきた、農産物・工業原料を中心とする輸入が著しく増大し、工業製品輸出の伸張を相対的に上回り、貿易収支の赤字を貿易外収支の黒字で補填する、という収支構造を無視する訳ではなかった。ワグナーが強調するのは、イギリスに比べて、ドイツは輸入貿易の赤字を貿易外収支の黒字でカバーする程度が低く、したがってイギリスよりも工業製品輸出への依存度が高い、ということであった。その意味で、ドイツの輸出工業の發展は、決定的意義をもっているにもかかわらず、「繁栄せる輸出工業」という美名の下に、過度の労働時間と「みじめな」jammerlich 賃金を基礎とする膨大な家内工業 Hausindustrie が広く存在していることを指摘し、これも「不健全な現象」と呼んでいる⁽²¹⁾。これは、「工業国」的發展の問題が、対外的「市場」の問題にとどまらず、国

内における輸出工業の状態にもあったことを示唆している。

ところで、「工業国」的發展が、食糧・工業原料を輸入し、工業製品を輸出する農・工間の国際分業体制を前提としている以上、「工業国」体制が存続しうるためには、三つの前提条件がある、とワグナーはいう。すなわち、それは、(一)、外国が農産物・工業原料を、ドイツに対して適切な、高すぎない価格で供給しようとする意志と能力をもっていること、(二)、こうした生産物(その大部分は、新世界その他の海外諸国、ヨーロッパ東部から供給される)の購入が、現実にも十分保証されていること、(三)、ドイツの工業製品が、「儲けがあげられぬ」⁽²²⁾ *lohnend* 価格、つまり生産コストプラス利潤を実現できる価格で、外国に販売されうる保証があること、である。(ワグナーが農・工間の国際分業という場合、各国民経済が地理的・風土的条件にしたがって供給不可能なもの——例えばドイツでは綿花の如き——の輸入は含まれていない。)

ワグナーが前提条件というとき、そこには、各国民経済の政策レベルでの対応と、「市場」の客観的可能性の考察が含まれている。前者についてみれば、(一)の場合には、ロシアの一八九一・九二年の不作によるライ麦輸出禁止、イギリスの瀝青炭輸出関税の賦課等に代表されるような、政治的・経済的理由による輸出関税・輸出禁止の措置であり、(二)の場合には、とりわけ後進工業国における保護関税政策の問題であった。(なお(二)の意味は、農産物の輸出国がドイツへの供給の意欲と能力をもっているにもかかわらず、戦時には、海上封鎖によって供給が不可能になる、という戦争経済と食糧自給の問題である。)

しかし彼が決定的に重視するのは、「能力」という客観的事情であった。ドイツへの食糧・原料供給国にとって決定的に重要なのは、「長期的には、輸出国自身で、著しく自国の人口が増加し、その国の工業が自ら発展して、国

内の原料自体をすべて、あるいはほとんどすべてを必要とする」場合であった。もし食糧・原料供給国において人口が増加し、国内需要が高まれば、当該国の農業は集約化し、「收穫逓減法則」によって、より高い価格で生産せざるをえなくなるだろう。その時には、輸入による安価な穀物価格という「工業国」体制の存立基盤は失われてしまうばかりでなく、世界の総人口の増加によって食糧需要そのものが増加し、自然的・風土的条件からみて、食糧輸出からの供給は不可能となるだろう。ワグナーは、オルデンベルグと同じく、後進国の工業化と人口増加によって、安価な食糧・原料の供給が、長期的に不可能となるのみならず、供給そのものが断たれるにいたる可能性を示唆している。

だが、オルデンベルグが指摘したように、輸出国における工業化と人口増加は、ドイツ輸出工業の「販路問題」に関わることは自明であろう。ワグナーもまた、オルデンベルグと同じように、「我々は現在、これらの国々、とくに北アメリカとロシア、その他にも例えば、ルーマニア、アルゼンチンにおいて、外国の工業製品の購入から自立し、自国の工業を發展させ、強力な保護関税体制その他の方策をつうじて、そうした段階に到達しよう、としている強い努力で脅かされているのである」と述べている。彼は、経済的後進地域の工業保護政策は、単に大陸ヨーロッパの農業保護政策に対する農産物輸出国の報復措置ではなく、各国民経済自らが要求する自主的政策なのである、と指摘し、こうした傾向を、ヨーロッパ工業からの「自己需要の解放」と呼んでいる。⁽²³⁾

ところで、オルデンベルグは、後進諸国の工業化の契機として、先進工業国からの「生産手段」の輸出を指摘したが、ワグナーは、それを一層広く把えて、工業化の伝播の決定的契機として、「技術の波及」と「資本輸出」を挙げている。前者についていえば、たしかにドイツ輸出工業の躍進の原因の一つは、電気・化学・製鉄部門における技

術進歩であったが、ワグナーによれば、こうした技術進歩は独占できるものではなく、遠からず、とくに北アメリカ、中部ヨーロッパにも波及せざるをえないものであった。生産財・消費財部門の、日常的な需要充足のための基礎的部門から、高度な技術を必要とする特殊な工業部門にいたるまで、技術進歩は、時間の差はあるにせよ、結局は各国に普及せざるをえない、とみなされた。⁽²⁴⁾ 第二の「資本輸出」については、ワグナーは、近年こうした傾向が顕著になったことを指摘し、「久しく前から、全世界において、イギリス資本によって、とくに最近は、大陸のフランス、ベルギー、スイス、ドイツの諸資本によって、ポーランド、オーストリア、ロシア、アメリカ等の地において、自国の投下資本及び経営の、チャンスを提供し、より高い利益と低い賃金を期待できる——保護関税によって封鎖された——外国への移転が、いかに頻繁に行われていることか」と述べている。⁽²⁵⁾ 彼の「資本輸出」は、保護関税の強化と技術進歩の普及をつうじて激化する国際競争の結果、「価格と利益」が圧迫され、その営利衝動において「祖国をもたない資本」が、高利潤と低賃金を求め、外国に直接投資される、というもので、もちろん「金融資本」・「独占資本」、あるいは「過剰資本」概念から導出されたものではない。しかし彼の現実認識は、後にヒルファディングが『金融資本』において、「資本輸出」論を、保護関税政策による商品輸出阻害作用を克服する手段として展開しているのを見ると、⁽²⁶⁾ 「資本輸出」に対するヒルファディングと共通の認識を含んでいるように思われる。

だが、ワグナーが強調するのは、「資本輸出」の結果である。「ヨーロッパ・アメリカの工業・商業・銀行資本」が、「低廉な労働力を擁する多くの農産物産出国、我国の工業製品の従来の販売国」に夥しく投資された結果、「ようやくここで、工業の競争企業が設立され、東アジアの日本人、インド人、中国人に対してすら、道具、機械、技術者、経営管理者、職工長が送りこまれ、生産方法が教授され、鉄道等が建設され」ているのである。⁽²⁷⁾ ここには、オル

デンベルグのいう「機械」の輸出、ワグナーがさきに指摘した「技術の普及」という契機が、「資本輸出」概念に総括されている。したがって彼が、貿易構造の変化について、次のように述べたとき、そこには「資本輸出」と一体のもの、という認識が存在していた。「様々な商品種類から成る個々の国々への、及び全体としての輸出構造の変化をみる場合、就中、それが本質的に人間の直接的消費のための、主として繊維製品部門の完成品なのか、それとも道具、機械、船舶、特定の原料(石炭)、半製品(銑鉄・紡糸)のような、外国の購入者にとって本質的に物的生産手段として、したがって、外国において、自国の生産のための基礎として工業的に役立つものなのか、ということに注目することが重要である。というのは、外国、つまり『農業国』への後者の品目の輸出をつうじて、農業国自身の工業の発展がはじめて可能となるか、あるいは著しく促進される、すなわち、ヨーロッパの工業国の輸出貿易が、……その工業製品の従来の販売諸国において、そして遅かれ早かれ、第三国市場においても、自ら競争者を創り出しているからである。」⁽²⁸⁾つまり、ワグナーは、「資本輸出」を媒介として、長期的にみれば、経済的後進国の工業化が、生産手段の輸入によって消費財部門の「近代的工業」を建設し、当該国の消費財を自給し、最終的には生産財をも自給する、という経過をたどらざるをえない、と考えた。貿易収支の構造からみれば、貿易収支の赤字を貿易外収支、とくに資本収支の黒字で補填する、という構造自体が、経済的後進国の工業的發展を内包するものに他ならなかった。彼が「近代的工業」として念頭においていたのは、日本とインドにおける「近代的」綿工業の展開と低賃金を武器とする世界市場への進出であったが、それは、まさしく「資本輸出」を媒介にした「生産手段」の輸出の必然的帰結であり、それらに依拠する「工業国」体制の前途に赤信号を燈すものであった。

ワグナーのこうした「悲観論」の根底には、イギリスの「工業国」的發展に対する批判的検討があったことを忘

れるべきではないだろう。彼は、ドイツの「工業国」論者が理想とするイギリスの輸出貿易を分析し、かつて「世界の工場」であったイギリスの工業が、ヨーロッパ大陸の商業的・工業的發展によって、大陸から駆逐されつつあること、自国の市場においてすらイギリス工業は競争によって脅かされつつあること、アジア市場においても、ヨーロッパ工業諸国、アメリカ、ロシアとの競争が激化していること、を指摘している。⁽²⁹⁾ ワーグナーは、「工業国」イギリスのこうした歴史的経緯の中に、ドイツの明日をみてとったのであり、それ故に、国内における農・工両部門の「正しい混合」 eine richtige Mischung を主張したのであった。

(一) Adolf Wagner, *Agrar- und Industriestaat*, Berlin 1902. この著作の初版は、一九〇一年三月から五月まで、ベルリンの日刊紙 *Tägliche Rundschau* に連載された論説を、同年公刊したもので、翌一九〇二年、増補された第二版が出版された。以下の引用はこの第二版による。

ワーグナーは、その基本構想が、オルデンベルグの講演以前から、九〇年代の前半から醸成されつつあった、と強調している。

ワーグナーのこの著作については、すでに戦前、松井清『国際貿易政策思想史』一九四一年、第八章に紹介されている。

なおバークインは、この論争におけるワーグナーの影響を重視して、彼を the star of Agrarians と呼んでいる。Barkin, a.a.O., S.139.

(2) Wagner, a.a.O., S.13.

(3) ユムヒャー、前掲書、八九一―一六四ページ参照。

(4) *Ibid.*, S.23―26.

後年、B・ハルムスは、ワーグナーが「世界経済」Weltwirtschaftを、Weltstaatの有機体としてとらえるのではなく、「相互に交通する多くの個別経済の、結局は地上のすべての諸民族及び諸国民経済の総括」として定義した、と指摘し、「現代の世界経済的連関の本質に最も接近し、それ以来多様なヴァリエーションの中で使われた概念規定を、我々はワーグナーに負っている」と述べて、「世界経済」に関する経済学的認識の発展過程において、ワーグナーを高く評価している。Bernhard

Harms, *Volkswirtschaft und Weltwirtschaft*, 3 Aufl. Jena 1925, S. 51.

(5) Wagner, a. a. O., S. 33—35.

(6) Ibid., S. 29.

(7) Ibid., S. 9—10.

(8) *Die Verhandlungen des Achten Evangelisch-Sozialen Kongresses*. S. 121—122.

なお、オルデンベルグに対するワグナーのもう一つの批判は、艦隊政策についてのオルデンベルグの消極的態度であった。ワグナーは、自国に存在しない自然資源の確保、という観点から、艦隊政策の重要性を指摘している。A. a. O., S. 120—121.

(9) Wagner, a. a. O., S. 50—57.

(10) Ibid., S. 69.

(11) Ibid., S. 65.

(12) 小林時三郎『古典学派の考案』、一九六六年、九〇ページ。

(13) Wagner, a. a. O., S. 65.

(14) Ibid., S. 69.

(15) Ibid., S. 82—83.

(16) Ibid., S. 86.

(17) Ibid., S. 87—91.

(18) Ibid., S. 94—115.

ワグナーとともに、ドイツ農業の気候・風土的条件の観点から、穀作の牧畜・酪農業への転換の困難を強調するのは、M・ゼーリングである。彼は、一九〇一年の通商政策をめぐる社会政策学会の討議での発言、及びそれを敷衍した「ドイツ農民層と通商政策」という論文において、降雨量からみて、ドイツで牧畜に適した条件を具えているのは、北海沿岸とバイエルンの山岳地帯、ドイツ北西・南東部及び中・南部の山岳地方、東プロイセンのバルト海沿岸、ライン、マイン、ネッカール河周辺のワイン産地であって、残りの全ドイツ、面積からいえば全体のほぼ半分は穀作地帯であると強調する。ところで、ゼーリ

ングによれば、こうした穀作地帯に属するドイツ東部の耕地面積の五六%は *Bauer* に帰属するものであった。したがって、穀物関税問題は、新たに興隆した工業的支配層と少数の土地所有貴族の利害対立を基盤にしていたイギリスの穀物関税論争とは、おのずから異った性格をもつものであった。彼は、ポーゼン州境に近接するニーダー・シュレージェンの村落調査を例にとりて一〇〇モルゲン \equiv 二五 ha の独立した農民農場の経営状態を説明している。それによると、バター・ジャガイモからの副収入を含めた総収入の中から、若干の雇用労働力を含む農民家族の労働力の再生産費等の生産コストを控除した場合、年間一五二・五から三一五マルクの純収入が残る。ところがこれは、穀物関税によって高められた価格による収支計算で、この関税分を差し引いた価格で計算すると、マイナス六六・二五ないしプラス五二・五〇マルクが残るにすぎない。しかも農民は、一子相続制によって相続負債をかかえている場合が多いから、純収入からこの負債利子分を償却しなければならぬ。したがって、穀物関税が存在しなければ、債務利子が純益を完全に吸収するか、農地の改良費・設備の投資分にまで及んでしまう。こうしてゼーリングは、穀物関税が撤廃されれば、東部ドイツの独立した農民農場は破滅の危機に瀕すること、現行の穀物関税率の下においても、一子相続慣行の中で、農民層の経済的破綻が進行し、「農村プロレタリア」が増加していることを指摘している。一国の社会制度を有機体と考え、この有機体の基礎は *Agrarverfassung* であり、*Agrarverfassung* の礎石を独立の *Bauernschaft* に求めるゼーリングにとって、穀物関税は、一子相続制を根幹とする独立の農民層の維持のための「社会政策」に他ならなかった。

彼は、こうした観点から、穀物関税引き上げ政策を支持するのであるが、その場合、二つの代償措置が提案されている。すなわちそれは、穀物関税引き上げによる消費者の不利を考慮して、コーヒー関税・石油関税などの純粹な財政関税を撤廃すること、穀物関税引き上げの最大の受益者である東部の大土地所有から、関税引き上げの利益分を吸い上げて、国内植民のための国家資金とすることであった。とくに後者の措置は、スラブ人農業労働者の移住を段階的に抑制しつつ、国家資金による大農場の買い上げと農民農場の創出を実行することで、停止状態にあった国内植民を活発化しようとする狙いをもっていた。(ゼーリングは、こうした代償措置がない場合、関税引き上げに反対すると述べている。) Vgl. Verhandlungen des Vereins für Socialpolitik über die Wohnungsfrage und die Handelspolitik, *Schriften des Vereins für Socialpolitik*, *Deutsche Monatsschrift* 1901, S. 229—241. S. 238—247, Max Selning, *Die Deutsche Bauernschaft und Handelspolitik*, *Deutsche Monatsschrift* 1901, S. 229—241.ゼーリングの国内植民構想は、大土地所有の完全な分割ではなく、その適度な縮小を意図するものであった。(藤瀬・前掲

書、五三六ページ。)それは基本的にはシュモラーの「中農創設論」である。(シュモラーの「国内植民」構想については、ヴェーバー・田中真晴訳『国民国家と経済政策』、一九五九年、訳者解説参照)。

他方、周知のように、ヴェーバーも「民族」的観点から、東部国境閉鎖と「王領地植民」による「国内植民」を主張していたが、その場合、ヴェーバーがユンカー経営には経済的生存能力がないのに、農民経営——大月誠「初期ヴェーバーのドイツ農業論」(2)、『経済学論集』第六卷二号、一一〇ページ)によれば、その規模は、5ha以下の農地では問題にならず、家族を十分に養うに足る「農民植民」である——にはそれがある、と考えた理由として、前掲書、解説において、田中氏は次の点を挙げてゐる。一、農民はユンカーよりも生活水準が低く、ユンカーのような格式の保持を必要としないから、生計費が少なくてすむこと、二、農民経営においては、ユンカーにくらべて、生産物の自家消費分の比率が大きく、したがって市場への依存度が小であつて、そのために、国際的な農産物価格の変動によって受ける影響がすくないこと、以上である。(前掲書、一一〇ページ)。この指摘は、東部の農業は「没落しつつある競争能力のなくなった産業であつて、この競争能力の下降が、小経営をして、市場のあてに生産する大土地所有よりも、今日生存能力あるものにしてゐる」というヴェーバー自身の言葉(大月、前掲稿、一一〇ページ)によつても裏付けられる。この点ではゼーリングの認識と大きくく違つてゐる。つまり、前述のように、一子相続制の下にある穀作地帯の独立の農民農場は、穀物価格の影響を大きくうけ、穀物関税によつてはじめて農場の「独立」が保たれることをゼーリングは強調してゐる。

(19) Wagner, a.o., S.116.

(20) 大河内一男編『経済学説全集』第五卷「歴史学派の形成と展開」、一九五六年、一九四ページ。

(21) A.a.O., S.129—141. なお、ドイツ輸出工業のこうした問題的性格に対するワグナーの認識は、後述のL・ポールの指摘に負つてゐた。

(22) Ibid., S.143.

(23) Ibid., S.156.

(24) Ibid., S.158.

(25) Ibid., S.159.

(26) R・ヒルファーディング、岡崎次郎訳『金融資本論』、岩波文庫、下巻、第二章、とくに六七—六八ページ参照。

(27) Ibid., S.159—160.

(28) Ibid., S.162.

(29) Ibid., S.179, 187, 213.

大河内一男氏は、『独逸社会政策思想史』、下巻、第四章「世界市場と社会政策」において、ドイツ資本主義の世界市場進出が日程にのぼった九〇年代以降、「講壇社会主義」の提唱する「倫理的」社会政策が、輸出工業の世界市場における競争能力にとって、「産業負担」として攻撃されたことを指摘し、「講壇社会主義」者の対応について、次のように述べられた。「世界市場のための闘いは、帝国主義独逸にとつての生死の問題であり、輸出産業の重要性は最早や量の問題ではなかったのみならず、世界市場は国内市場の犠牲においても闘いとられねばならなかった。かかる事情は『倫理的』経済の理解し得なかった問題であり、彼らはこの問題を前にして途方に暮れた。彼らの視野に世界市場は現われず、彼らの理論からは世界市場の問題は何ら把握せられ得なかつたのである。『独逸帝国』の政治的統一とともにその階級的平和の社会的統一、有機的『国民経済』、国内市場の調和的完成——これらこそ、この経済学にとつての世界のすべてであつた。」(『大河内一男著作集』、第二巻、一九六九年、二四四ページ)。

しかしながら、これまでの論述から明らかのように、オルデンベルグやワグナーにおいて、「彼らの視野に世界市場は現われ」なかつた、とはいえないだろう。世界市場に対する視野の欠如が、「国内市場の調和的完成」の原因だった、とはこの段階ではもはやいえない。世界市場の構造をどのように認識すべきかが問題となつたのであり、ハルムスの高いワグナー評価を想起すべきであろう。